

市川市立平田小学校「学校いじめ防止基本方針」

2020年度版

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、次の点を基本理念としていじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法第2条の規定による)

(学校及び職員の責務)

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは学校そのものの在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止（基本的な考え方）

児童一人一人が、お互いの良さを認め合い、相手を思いやることのできる集団づくりに学校全体で取り組む。教職員は、児童一人一人を大切にし、公平公正に接するとともに、かけがえのない存在として大切に育てるという視点に立ち、日々の指導に当たる。

(措置)

- ・いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について児童、保護者に啓発する。
- ・教職員の不適切な発言や体罰はいじめを助長することがあるということを認識する。
(合わせて、発達障害、外国籍や帰国子女、LGBT、東日本大震災の原発避難者についての理解を深め、適切な対応を行う。)
- ・教職員一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学ぶ喜びを感じさせる「わかる授業」により、児童の自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるようにする。
- ・代表委員会や生活委員会の活動等、児童の自発的な活動を支援する。
- ・道徳の時間や学級活動等で「いのちの大切さ」等の指導を行う。また、「いじめは絶対悪」との認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通して指導を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、その特性を踏まえて、情報モラル研修等で教職員の共通理解を図るとともに、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように啓発を行う。

②いじめの早期発見（基本的な考え方）

日ごろから児童が発するシグナルを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。ささいな兆候であっても、早い段階から積極的に認知する。

③いじめが発生した際の対処（基本的な考え方）

いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、組織的に対応する。当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報を集め、いじめの事実について正確に把握する。

いじめを受けた児童、保護者に対する支援（最後まで守り抜く）とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を適切かつ継続的に行う。

(措置)

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合はただちにその行為を止めさせる。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに校長、教頭、『いじめ対策委員会』に情報を共有する。
- ・いじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。
- ・組織的に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(校長)
- ・いじめを受けた児童、保護者に対して、最後まで守り抜くことや秘密を守ることなどを伝え、不安を除去するとともに、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ・いじめを行った児童に対して、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。なお、いじめを行った児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、今後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ解消の定義

- ・いじめに係る行為が止んでから3か月経っていること(1つの目安)
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(3) いじめ防止の組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「児童理解部」を中心として、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的な検証を行う。必要に応じて随時部会を開催する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、ゆとろぎ、関係学年主任、担任、養護教諭、その他関係職員

(4) 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した際には、次の通り速やかに連絡、報告を行う。
発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長
校長⇒教育委員会（※必要に応じて、関係機関、警察署等に通報する。）
- ② 教育委員会との連携の上、当該事案に対処するため『いじめ対策委員会』を招集する。
【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、関係学年主任、担任、養護教諭、ゆとりぎ等
- ③ 上記組織を中心として、事実の究明にあたる。
 - ・いじめの状況、きっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取…被害者⇒周りにいる者⇒加害者
- ④ 調査結果を報告する。
 - ・いじめを受けた児童、保護者及びいじめを行った児童、保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(5) 公表、点検、評価等について（基本的な考え方）

いじめ問題を隠蔽しない。学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ① 学校便り、ホームページ等で、学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ② 年度ごとにいじめに関する分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ③ いじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員で評価する。
- ④ いじめに関する点検、評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直し、改善に取り組む。